

調達公告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月18日

鳥取県西部総合事務所長 荒田 すみ子

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

県営住宅消防設備点検業務委託（2工区） 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月20日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加資格の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「建物等の保守管理」の「消防用施設管理（運転保守）」に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している者であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) この調達に係る業務委託を実施するに当たり、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に定める点検ができる資格者を配置できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所環境建築局建築住宅課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒683-0054 鳥取県米子市栴町一丁目160

鳥取県西部総合事務所環境建築局建築住宅課

電話 0859-31-9753

電子メール seibu-kankyo@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年4月18日（金）から同年5月2日（金）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県西部総合事務所環境建築局建築住宅課（<https://www.pref.tottori.lg.jp/306977.htm>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年4月18日（金）から同年5月2日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午後4時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月13日（火）午後3時 即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月12日（月）午後4時までとする。）

イ 場所

鳥取県米子市榑町一丁目160

鳥取県西部総合事務所3号館第32会議室

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同上第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（入札説明書様式第2号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所へ令和7年4月28日（月）午後4時までに提出することとし、原則として電話、ファクシミリ又は場外による質問は受け付けない。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問については、令和7年5月1日（木）午後5時15分までにインターネットのホームページ（鳥取県西部総合事務所環境建築局建築住宅課（<https://www.pref.tottori.lg.jp/306977.htm>））において、まとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（入札参加資格確認書（様式第1号）等）を、4の（1）の場所に令和7年5月2日（金）午後4時までに郵便等又は持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない、又は引かないときは、これに代わり、本件入札に利害関係を有しない職員をしてくじを引かせる。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書に添付する仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削る。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で条文を修正するときがある。